

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から6年3月まで

私は、学生であった申立期間の国民年金保険料を納付していなかったところ、社会人となった後の平成10年ごろに、国民年金保険料の督促が届くようになったので、納付しなければならないと思い、11年ごろにA町役場に行ったが、A町役場では納付することができないと言われ、社会保険事務所の窓口に行ったことを覚えている。そのとき、申立期間に係る国民年金保険料の納付書を4回くらいに分割して納付できるように作成してもらい、金融機関で納付したと思う。申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を平成11年ごろに納付したとしているところ、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、社会保険庁のオンライン記録を見ると、申立人は、9年4月から同年8月までの国民年金保険料を11年4月以降に4回にわたり過年度納付により納付していることが確認できることから、申立人は、当該過年度納付による納付を申立期間に係る国民年金保険料の納付と勘違いしている可能性がうかがえる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から47年11月までの期間及び48年2月から平成13年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から47年11月まで
② 昭和48年2月から平成13年10月まで

私が20歳になった昭和36年*月ごろ、その年に国民年金制度が発足したこともあり、当時、同居していた両親や市役所に勤務していた兄から強く言われ、保険料も安かったので、国民年金に加入することとし、加入手続は両親又は兄がA市役所で行ってくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、私が昭和43年6月に結婚するまでは両親又は兄のどちらかが、私が国民年金保険料として預けていたお金によりA市役所で納付してくれていたと思うし、結婚後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所で納付していた。

私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたときの保険料額は良く覚えていないが、国民年金保険料を納付するに当たり、年金手帳を使用したり、納付書により納付したりしたことは無く、現金で、半年分か1年分くらいをまとめて、窓口で納付していたが、領収証などを受け取った記憶は無い。また、国民年金保険料が免除されている期間については、自分で免除申請の手続を行ったことは絶対に無く、申立期間についてはすべて納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和44年5月と推認され、その時点では、申立期間①の一部は時効により納付できない期間である上、社会保険庁の記録上、申立期間②のうち51年2月から平成13年10月ま

での期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられるほか、当該期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「国民年金の加入手続は、両親又は兄がA市役所で行い、結婚前の国民年金保険料は、両親又は兄がA市役所で納付してくれたと思う。結婚後の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を納付していた。私が納付していたときは、年金手帳や納付書によらず、A市役所の窓口で半年分、1年分をまとめて納付していたが、領収証などは受け取っていない。」と主張しているところ、申立人が結婚前の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は既に死亡している上、申立人の兄は、「私はB市役所に勤務していたが、国民年金を担当したことも無く、父親も厚生年金保険に加入しており、当時、家庭内で国民年金を話題にした記憶は無く、弟の国民年金の加入手続や保険料納付に関与していない。」と証言しているほか、申立人自身が納付していたとする期間において、年金手帳又は納付書によらずにA市役所の窓口で国民年金保険料を納付することはできず、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人の妻は、婚姻前の期間を含めた国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているものの、申立人は、申立人が20歳に到達した月（昭和36年*月）から60歳に到達する前月（平成13年*月）までの期間のうち、平成21年7月29日付けで船員保険被保険者期間として記録が統合された昭和47年12月21日から48年2月16日までの期間及び51年2月から平成13年10月までの期間の国民年金の未加入期間を除き国民年金の被保険者であるが、一度も国民年金保険料を納付した記録が無い上、申立期間は合計478月と長期間にわたっており、これほどの長期間にわたって行政側が申立人に係る国民年金の記録を誤ったとは考え難い。

加えて、申立人、申立人の両親又は兄が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から52年3月まで
夫が勤務していた会社を退職してしばらく経った昭和48年3月ごろに、私は、A町（現在は、B市）役場の職員から勧められこともあり、近所の奥さんたちと共に、国民年金に加入し、毎月、金融機関で国民年金保険料を納付していた。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、申立人は、昭和52年4月25日に任意加入者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入対象者は、制度上、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得できない上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられるほか、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額等に関する申立人の記憶は曖昧であり、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 402 (事案 120 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月から32年12月まで

私は、申立期間において、A社が経営していたB社に勤務しており、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年12月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

前回の申立てでは、B社をC社と勘違いしていた上、経営していた事業所名を思い出せなかったことなどから、申立期間が厚生年金保険被保険者期間と認められなかったが、新たに、当時、同僚であった妻のA社に係る厚生年金保険被保険者記録が社会保険事務所で見つかり、A社がB社を経営していたことや当時の同僚の名前を思い出したので、改めて調査した上で、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険庁の記録上、申立人が勤務していたとするC社が厚生年金保険の適用事業所として確認できず、商業登記簿においても、事業所としての登記の記録が無い上、申立人は当時の同僚を覚えておらず、申立人の勤務実態が確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に勤務していた事業所をC社からA社に変更しているところ、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、事情を聴取することができた6人は、いずれも申立人が勤務していたことを覚えておらず、申立人の妻も申立人が勤務

していた時期までは覚えていないとしている上、前述の6人のうち、B社で申立人と同じ業務に従事していた者は、「B社には同じ職種の者が4人おり、二人一組で交代して勤務していた。同じ時期にB社にいたのであれば、全く知らない人はいないと思う。」と証言している。

また、申立人が覚えている同僚3人は、死亡又は連絡先不明のため事情を聴取することできず、このうち、申立人が、申立期間において、一緒に業務に従事していたとする者は、社会保険庁の記録上、申立期間より前にA社に係る被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の整理番号順に記載されており、その番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらないほか、A社は、「申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかについては不明である。」と回答している。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月から 38 年 12 月まで

社会保険事務所に対し、A社における厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

しかし、当該事業所に勤務していたことは間違いなく、勤務していたときに事業主から厚生年金保険の加入手続を行うとの説明を受けたことを覚えているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと主張しているものの、社会保険庁の記録上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 9 月 1 日であり、申立期間において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が覚えている同僚についても当該事業所に係る被保険者記録が確認できない上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 39 年 9 月 1 日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者で、事情を聴取することができた 6 人は、いずれも申立人が当該事業所に勤務していたことを明確には覚えておらず、申立期間において、申立人が当該事業所に勤務していた期間を特定することができない。

さらに、当該事業所は既に全喪している上、当時の事業主は連絡先不明であり、当該事業所に係る閉鎖登記簿は既に廃棄されているため、役員を特定することができないほか、前述の 6 人に事情を聴取しても、申立人の

申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月10日から同年5月まで
② 昭和30年5月から31年2月24日まで
③ 昭和33年1月1日から同年9月1日まで

私は、申立期間①においてはA社B営業所、申立期間②においてはA社C営業所及び申立期間③においてはD社にそれぞれ勤務していたが、これらの事業所に係る厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、いずれの申立期間についても、厚生年金保険被保険者記録が確認できない旨の回答があった。当時の給与明細書等は保管していないが、申立期間において、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社B営業所を一緒に退職したとしている同僚は、「昭和29年12月ごろにB営業所が近いうちに閉鎖されることが決まり、翌年1月に退職した。」としているところ、当該同僚は、社会保険庁の記録上、申立人と同じ昭和30年1月10日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立期間①において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人が当該事業所に勤務していたことを覚えている者はおらず、このうちの一人は、「昭和29年12月にB営業所が閉鎖された際、退職する者、C営業所に移籍する者、残務整理のためにB営業所に残る者がいたことを覚えており、自分は残務整理のために、しばらくの間、B営

業所に残ったが、申立人のことは覚えていない。」としており、申立人が、申立期間①において、当該事業所に勤務していた事実を確認できない。

また、申立期間②について、申立人が覚えている同僚4人は姓のみのため、その者を特定することができず、申立期間②において、A社C営業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている姓と同じ者2人を含む。）に事情を聴取しても、申立人が当該事業所に勤務していたことを覚えている者はおらず、申立人が、申立期間②において、当該事業所に勤務していた事実を確認できない。

さらに、申立期間①及び②について、申立人は、「B営業所かC営業所かは明確には覚えていないが、炭鉱を退職した後、6か月から1年ほどしてD社に入社したことは覚えている。」としているところ、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和31年2月24日に、D社に係る被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、A社B営業所及びC営業所に勤務していた時期を勘違いしている可能性を否定できない。

加えて、社会保険庁が保管しているA社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち申立期間①及びその前後の期間を見ると、資格喪失日（昭和30年1月10日）はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない上、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、申立期間②及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できず、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、その番号に欠番も無く、事務処理において特に不自然な点は認められないほか、A社B営業所及びC営業所は既に全喪しており、当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明であり、それぞれの事業所における複数の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間③について、申立人が覚えている同僚（当時の営業課長）の証言により、申立人は、申立期間③において、申立期間③の直前まで勤務していたE社（適用事業所名は、F社。）の事業を引き継いだG社H営業所に勤務していたものと推認される。

しかし、当該同僚は、「E社は、昭和32年12月末に買収され、新たに、33年1月1日にG社H営業所が発足した際に、私や申立人を含む数人がH営業所に移籍した。H営業所が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年9月1日からであり、それまでは、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と証言しているところ、社会保険庁の記録上、E社が適用事業所ではなくなった日（昭和33年1月1日）に被保険者資格を喪失した者のうち3人（申立人及び当該同僚を含む。）については、G社H営業所が新規適用された時点（昭和33年9月1日）でG社H営業所

の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険庁が保管しているG社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、G社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和33年5月1日）からG社H営業所が適用事業所となった日（昭和33年9月1日）までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できない上、申立人と同様に昭和33年1月1日にE社に係る被保険者資格を喪失し、同年9月1日にG社H営業所に係る被保険者資格を取得している二人の氏名も確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月11日から36年9月13日まで

私は、昭和28年から36年まで、A県にあったB社に勤務していた。同年に、当該事業所を退職するつもりもなく実家のあるC市（現在は、D市）に帰省したところ、そのまま結婚することとなり、その後、当該事業所には戻らなかった。

申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録については、脱退手当金が支給されたことになっているが、自分が当該事業所をいつ退職したことになっているのかも知らない中で、脱退手当金を請求していないし、受け取ってもいない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管しているB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した前後に当該事業所に係る被保険者資格を取得した女性（申立人を除く。）のうち、申立人が被保険者資格を喪失した昭和36年9月13日の前後1年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格を満たしていた5人（被保険者資格喪失後、3か月以内に別の事業所における被保険者資格を取得した者を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3人に脱退手当金が支給されたことが確認でき、いずれも当該事業所に係る資格喪失日から6か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人、申立人の夫、申立人が当該事業所に勤務していたときにA県で同居していたという申立人の兄、申立人が覚えている同僚（当該同僚は、昭和31年11月16日付けで当該事業所に係る被保険者資格を喪失している。）及び申立人が当該事業所に係る被保険者資格を喪失した昭和36年9月13日時点で、当該事業所に係る被保険者記録が確認でき、申立人を覚えている二人から事情を聴取しても、申立人が主張するA県からC市に帰省して当該事業所を退職した時期を明確には記憶していない上、戸籍の附票により確認できるA県からC市への転入日は、社会保険庁の記録上、脱退手当金が支給決定された同年12月8日の1年後である37年12月8日であることが確認できるなど、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。